

# 宮城県犯罪被害者支援条例

## 目次

第一章	総則（第一条 第五条）
第二章	被害者支援の推進体制（第六条・第七条）
第三章	宮城県犯罪被害者支援審議会（第八条）
第四章	犯罪被害者支援推進計画（第九条）
第五章	基本的施策（第十条 第十四条）
第六章	普及啓発（第十五条 第十八条）
第七章	雑則（第十九条 第二十一条）
附則	

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、犯罪行為（これと同視すべき事情にある場合を含む。以下同じ。）により被害を受けた者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に関し必要な事項を定めることにより、被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 被害者等の支援は、被害者等の置かれている状況の十分な理解の下に、被害者等の立場に立って推進されなければならない。

2 被害者等の支援は、県民の発意が尊重され、より多くの県民が自主的に参加するよう推進されな

ければならない。

（県の責務）

第三条 県は、被害者等の支援に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 県は、被害者等の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を確保するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策を推進するとともに、県が実施する被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、第二条に規定する基本理念に基づき、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めるものとする。

## 第二章 被害者支援の推進体制

（宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置）

第六条 県は、被害者等の支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互協力及び連携の下に効果的に実施するため、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、関係行政機関、被害者等を支援する活動を行っている民間の団体（以下「民間団体」という。）、被害者等の支援に関連を有する事業者（以下「事業者」という。）及び学識経験者をもつて構成する。

（警察署単位の推進体制）

第七条 警察署長は、その管轄区域において、関係行政機関、民間団体、事業者及び学識経験者との

協働による被害者等の支援に関する施策の推進体制を整備するものとする。

### 第三章 宮城県犯罪被害者支援審議会

第八条 被害者等の支援に関する基本的な施策及び重要事項を審議するため、公安委員会の附属機関として、宮城県犯罪被害者支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、公安委員会が任命する委員十人以内で組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

8 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第四章 犯罪被害者支援推進計画

第九条 公安委員会は、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項

二 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項

三 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項

四 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項

五 民間団体の活動の促進に関する事項

六 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項

七 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、被害者等の支援に関し必要な事項

3 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、推進計画を定めるときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### 第五章 基本的施策

##### (被害者支援員の登録)

第十条 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、被害者等の支援に関して専門的な知識、技術及び経験を有すると認められる者を被害者支援員として登録することができる。

2 被害者支援員は、被害者等の相談に応じるとともに、役務の提供その他の方法により被害者等の援助を行うものとする。

3 公安委員会は、被害者等が支援を必要としていると認める場合において、当該被害者等の求めがあつたときには、被害者支援員の同意を得て、当該被害者支援員を紹介することができる。

4 公安委員会は、被害者支援員の同意を得て、民間団体に対し、当該被害者支援員を紹介することができる。

5 公安委員会は、被害者支援員が円滑な支援を行うために必要な知識又は技術の提供その他の必要な配慮を加えるものとする。

(被害者等の支援に従事する者の養成)

第十一条 県は、関係行政機関及び民間団体と協力して、被害者等の支援に従事する者の養成を行うものとする。

(代理被害の防止)

第十二条 県は、被害者支援員その他被害者等の支援を行う者が、代理被害(被害者等の支援を行う過程で被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害をいう。)を受けることを防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等の平穏な生活の確保)

第十三条 県は、被害者等が、犯罪行為に関連してその生命、身体若しくは財産に危害を加えられようとしている場合又はその意に反して他人から特定の行為をするように求められている場合において、平穏に生活することができなくなるおそれがあると認められるときは、被害者等を保護する施設の利用等に関して、情報の提供、あっせんその他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援に関し、必要に応じ、協議会、関係行政機関、民間団体及び事業者の協力を求めることができる。

(民間団体の活動の支援)

第十四条 県は、民間団体に対し、その活動を促進するため、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報啓発)

第十五条 県は、被害者等の支援の重要性に対する県民の意識を高揚し、県民の被害者等の支援に関する取り組みへの参加を促進するため、広報啓発に努めるものとする。

(情報提供等)

第十六条 県は、被害者等の支援に資する活動の促進を図るため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十七条 公安委員会は、被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(表彰)

第十八条 知事は、被害者等の支援に関し顕著な功績があつたものを表彰することができる。

第七章 雑則

(財政上の措置)

第十九条 県は、被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第二十条 公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に

定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

( 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略